

## 利用料金

### (1) サービス利用料金 (1か月あたり)

1 割 負 担 の 方	1 利用者の要介護とサービス利用料金 (イ)	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
		192,558	213,244	234,842	255,528	275,909
	2 介護保険から給付される金額 (ロ)	173,302	191,919	211,357	229,975	248,318
	3 自己負担額 (イ-ロ)	19,256	21,325	23,485	25,553	27,591
	4 食費 (①)	48,000円 (1日 1,600円)				
5 居住費 (②)	25,650円 (1日 855円)					
自己負担額合計 (3+4+5)		92,906	94,975	97,135	99,203	101,241
2 割 負 担 の 方	1 利用者の要介護とサービス利用料金 (イ)	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
		192,558	213,244	234,842	255,528	275,909
	2 介護保険から給付される金額 (ロ)	154,046	170,595	187,873	204,422	220,727
	3 自己負担額 (イ-ロ)	38,512	42,649	46,969	51,106	55,182
	4 食費 (①)	48,000円 (1日 1,600円)				
5 居住費 (②)	25,650円 (1日 855円)					
自己負担額合計 (3+4+5)		112,162	116,299	120,619	124,756	128,832
3 割 負 担 の 方	1 利用者の要介護とサービス利用料金 (イ)	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
		192,558	213,244	234,842	255,528	275,909
	2 介護保険から給付される金額 (ロ)	134,790	149,270	164,389	178,869	193,136
	3 自己負担額 (イ-ロ)	57,768	63,974	70,453	76,659	82,773
	4 食費 (①)	48,000円 (1日 1,600円)				
5 居住費 (②)	25,650円 (1日 855円)					
自己負担額合計 (3+4+5)		131,418	137,624	144,103	150,309	156,423
電気代 (ラジオ・アンカ等)		品目ごとに1日20円				
電気代 (テレビ・電気毛布等)		品目ごとに1日60円				
散髪代		1回 2,000円				
美容代		1回 5,000円				
健康管理費		医療費及び薬代				

(1か月が30日の場合です。31日の月は1日分増えます)

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

②居住費に要する費用（光熱水道費及び室料）

施設及び設備を利用し滞在されるにあたり、光熱水道費相当額をご負担していただきます。

ただし、「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

※看護体制加算・夜勤職員配置加算・個別機能訓練加算・栄養マネジメント強化加算・口腔衛生管理加算・サービス提供体制強化加算・科学的介護推進体制加算は、施設の体制により、サービス利用料金に含まれています。

※初期加算（1日あたり）

入所した日から起算して30日以内の期間及び30日を超える入院後に再入所した場合には、入所日から30日間に限って、1日につき、1割負担の方は31円、2割負担の方は61円、3割負担の方は92円をご負担いただきます。

※入院・外泊時加算（1日あたり）

入所者が入院を要した場合及び居宅における外泊をされた場合には、1月に6日を限度として、1日につき、1割負担の方は250円、2割負担の方は499円、3割負担の方は749円をご負担いただきます。

※療養食加算（1食を1回として、1日につき3回を限度）

医師より発行された食事箋に基づき療養食を提供した場合には、1食につき、1割負担の方は6円、2割負担の方は12円、3割負担の方は18円をご負担いただきます。

※経口移行加算（1日あたり）

医師の指示に基づき、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、経管栄養の入所者ごとに経口移行計画を作成し、その計画に従って、医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理及び経口栄養に向けて看護職員による支援が行われた場合には、1日につき、1割負担の方は29円、2割負担の方は57円、3割負担の方は85円をご負担いただきます。

※経口維持加算（1月あたり）

経口により食事を摂取されている入所者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師の指示に基づき、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、その計画に従って、医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合には、1月につき、1割負担の方は507円、2割負担の方は1,014円、3割負担の方は1,521円をご負担いただきます。

※若年性認知症入所者受入加算（1日あたり）

若年性認知症入所者に対し、個別に担当者を定め、特性やニーズに応じたサービスを行った場合

には、1日につき、1割負担の方は122円、2割負担の方は244円、3割負担の方は365円をご負担いただきます。

※再入所時栄養連携加算（1回を限度）

入所者が施設を退所し、入院した場合であって、退院後、直ちに再入所する場合において必要となる栄養管理が、当初の入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、施設の管理栄養士が入院先の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を作成したときは、1回を限度として、1割負担の方は406円、2割負担の方は812円、3割負担の方は1,217円をご負担いただきます。

※安全対策体制加算（入所時に1回）

外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、安全対策を実施する体制を整えている場合には、入所時に1回を限度として、1割負担の方は21円、2割負担の方は41円、3割負担の方は61円をご負担いただきます。

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月あたり）

利用されたサービスの1月あたりの総単位数に8.3%を乗じて算定し、サービス利用料金に加算させていただきます。

※介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月あたり）

利用されたサービスの1月あたりの総単位数に2.3%を乗じて算定し、サービス利用料金に加算させていただきます。

※新型コロナウイルス感染症に対応するため、別途、基本報酬に0.1%加算させていただきます。